

議案第 5 号

藤岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

藤岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成29年3月1日提出

平成29年3月1日可決

藤岡市長 新井利明

藤岡市条例第 号

藤岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

藤岡市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「藤岡市職員の定年等に関する条例」の次に「（昭和59年条例第21号）」を加える。

第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1号を次のように改める。

- (1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第9条第2項中「職員の退職手当に関する条例」を「藤岡市職員の退職手当に関する条例」に改める。

第10条第2項中「を承認されている」を「又は藤岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第8号）第15条の2第1項の規定による介護時間（以下「介護時間」という。）の承認を受けて勤務しない」に改め、「当該育児時間」の次に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加える。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。